

問われてる 政治を見つめる みんなの目 参議院(東京都選出)議員選挙

- 投票日は7月26日(日)
- 投票時間は午前7時~午後6時
- 開票は即日開票

ひらこう未来の
—あなたが主役です



平成3年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール 全国(中央)審査優秀 区立高田中学校3年 秋元紀美子

投票できる方

①昭和17年7月27日以前に生まれ、平成4年7月7日までに豊島区に転入届を出され、7月7日現在、引き続き居住されている方。
②7月8日以降転入届を出した方は、前住地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
なお、豊島区外に住所を移した方も、豊島区の選挙人名簿に登録されていれば、豊島区で投票できます。参議院議員選挙の場合は、住民票抄本の写し等の証明書はいりません。

投票の方法

①東京都選出 個人に投票します。候補者個人名を記入してください。
②比例代表選出 政党に投票します。投票用紙に、政党の名称または略称を記入してください。候補者個人名を記入すると無効となります。
このお知らせは、集権防止や本人の確信等のため郵送してはなりません。
「選挙のお知らせ」はがきは、7月17日ごろ発送しましたのでお確かめください。
もし紛失した場合や何かの間違って届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、直接投票所の調査係へ申し出てください。

選挙のお知らせ (入場整理券)

選挙の公示日以降は、参議院議員選挙立候補者の政治活動用ポスターを貼ることは公職選挙法違反になります。公示日の前日まで全て撤去しなければなりません。
これは、はった人が責任をもつてはがすべきなのですが、貼ったままになっていることがよくあります。撤去にご協力ください。

選挙公報の配布

選挙公報は、7月21日(日)朝日、毎日、読売、産経、東京、日本経済の各新聞の朝刊に折り込みをして、皆さんに各戸配布します。
また、これらの新聞を購読していない方のために、区の施設や駅などにも置きますので、ご利用ください。(裏面参照)

こんな場合は 投票所の係員に

● 点字投票
目の不自由な方で、点字投票をする方は、投票所の係員に申し出てください。
● 代理投票
体が不自由な方や字の書けない方は、本人が直接、投票所の係員に申し出てください。本人に代わって係員がお書きします。法律により絶対に秘密は守られますので、安心して申し出てください。

投票の順序は、①東京都選出 ②比例代表選出の順です。

公営ポスター 掲示場

参議院議員選挙ポスター掲示場を、1投票所あたり7~8か所、区内全域で期前所設置しています。
はつてあるポスターが破れたり、掲示板が壊れているのを見かけた方は、お手数ですが、選挙管理委員会にご連絡ください。

政治活動用ポスター

選挙の公示日以降は、参議院議員選挙立候補者の政治活動用ポスターを貼ることは公職選挙法違反になります。公示日の前日まで全て撤去しなければなりません。
これは、はった人が責任をもつてはがすべきなのですが、貼ったままになっていることがよくあります。撤去にご協力ください。

当日投票所へ行けない方は 不在者投票のご利用を

投票は、本人が投票日の当日投票所へ行って行うものですが、次のような理由で投票所へ行けない方は、不在者投票ができます。棄権することなく、必ず投票しましょう。
①投票日に自分の投票区域外で仕事(出勤、出張、会議、研修など)に従事する方
②投票日にやむを得ない用務法事、帰省、保養、結婚式、旅行などで、区域外に旅行中または滞在中の方
③投票日に疾病、出産などにより、歩行が著しく困難であると予想される方
なお、指定病院等(左表)へ入院中の方で、投票日に投票所へ行けない方は、病院等で不在者投票ができます。また、在宅の重度の身体障害者や戦傷病者で選挙管理委員会の発行する証明書をお持ちの方は、在宅のまま不在者投票ができます。それ以外の方は、一般の方と同様な扱いとなります。

豊島区内不在者投票指定病院等一覧

施設名	所在地
京北病院	集積1の32の3
集積病院	西集積2の36の18
久保田病院	西集積3の19の3
一心病院	北大塚1の18の7
都立大塚病院	南大塚2の8の1
癌研究会附属病院	上池袋1の37の1
豊島中央病院	上池袋2の42の21
池袋病院	東池袋3の5の4
池袋大久保病院	西池袋1の43の5
平塚胃腸病院	西池袋3の2の16
長沙病院	池袋1の5の8
関野病院	池袋3の28の3
鬼子田神病院	雑司が谷3の22の10
豊島昭和病院	両長崎5の17の9
橋本病院	長崎2の12の13
敬愛病院	長崎2の16の15
要明病院	要明1の11の13
老人ホーム 義浩荘	池袋4の25の10
老人ホーム 山吹の里	高田3の37の17

投票所施設の出入口にスロープを設置します

車いすなどで投票所に来られる方のために、投票所出入口にスロープを設置します。また、こう配が急なスロープの場合には、投票所の係員に遠慮なく申し出てください。

ご存じですか 参議院の選挙制度 よく確かめてしつかり投票



比例代表選挙 (旧全国区)

政党に投票します

東京都選挙 (旧地方区)

候補者個人に投票します

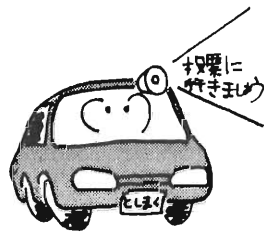
投票用紙には、候補者個人名を記入してください。

新しく有権者に なられた方へ

最近、各種選挙の投票率の低下が問題になっています。その中でも、特に20歳代、30歳代の若い方々の投票率が著しく低くなっています。棄権することなく貴重な一票を生かしましょう。

投票の呼びかけ

①投票日の前日および当日の午前11時30分・午後3時30分・午後5時の3回、防災行政無線で呼びかけます。
②選挙期間中および投票日当日



目玉の心がけが、 明く選挙を表現します

注意したい公職選挙法の内容
①政治家(候補者、候補者となる者)とする者および現に公職に



街頭啓発活動に ご協力ください

参議院議員選挙に向けて、明く選挙の推進と投票日の周知や棄権防止の呼びかけをするため、明く選挙推進協議会が池袋駅周辺など区内8か所で7月23日に街頭啓発活動を行います。ご協力をお願いします。

工事中の投票所について

投票所に指定されている学校の一部で、工事中のところがあります。そのため、投票に来られた方に迷惑をおかけすることをあらかじめお知らせしますが、ご了承くださいようお願いいたします。



ある者)は、寄付をすると処罰されます。
②有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。
③政治家や後援者が、有料のあざつ広告を出すと処罰されます。

投票用紙には、政党の名称または略称を記入してください。
●比例代表制度とは
昭和58年の参議院議員選挙から、参議院全国区制が改正され、比例代表選挙となりました。比例代表選挙は候補者個人で

はなく政党に投票する選挙です。
①投票は政党名で、投票用紙には政党の名称または略称を記入します。候補者個人名を記入すると無効です。
②政党の選択は、候補者名簿や政策をよく見て、
立候補者は政党(政治団体)が候補者名簿を提出しています。個人による立候補は認められません。
③選挙運動は政党が、候補者個人ではできません。
④当選者は、各政党の得票数に比例して配分されます。当選人は、各政党の候補者名簿に記載された順位により、上位から順に決まります。

選挙公報は、次の施設に置いてあります

施設名	所在地	施設名	所在地
1 豊島区役所	東池袋1の18の1	36 池袋授産場	池袋本町1の6の12
2 第一出張所	巢鴨3の13の12	37 高田児童館	高田3の38の7
3 第二出張所	東池袋2の55の6	38 高齢者福祉センター	南池袋3の5の12
4 第三出張所	池袋2の35の5	39 駒込ことぶきの家	駒込2の2の4
5 第四出張所	南池袋3の16の10	40 西薬橋ことぶきの家	西薬橋2の35の3
6 第五出張所	目白1の7の11	41 南大塚ことぶきの家	南大塚2の36の1
7 第六出張所	長崎2の27の18	42 上池袋ことぶきの家	上池袋3の13の5
8 第七出張所	南長崎4の29の10	43 東池袋ことぶきの家	東池袋2の38の10
9 第八出張所	長崎4の45の6	44 西池袋ことぶきの家	西池袋2の37の4
10 第九出張所	要町1の49の10	45 池袋ことぶきの家	池袋2の24の17
11 第十出張所	駒込4の12の3	46 池袋本町ことぶきの家	池袋本町3の9の4
12 第十一出張所	池袋本町1の12の5	47 高田ことぶきの家	高田2の11の2
13 第十二出張所	南大塚2の36の1	48 長崎ことぶきの家	長崎2の27の18
14 東福祉事務所	南大塚2の36の2	49 南長崎第一ことぶきの家	南長崎1の6の1
15 西福祉事務所	要町1の5の1	50 南長崎第二ことぶきの家	南長崎2の20の15
16 池袋保健所	東池袋1の39の2	51 要町ことぶきの家	要町3の7の10
17 長崎保健所	長崎3の6の24	52 高松ことぶきの家	高松2の25の9
18 中央図書館	東池袋5の39の18	53 山の手線駒込駅	駒込2の1の1
19 駒込図書館	駒込2の2の2	54 山の手線巣鴨駅	巣鴨1の16の1
20 巣鴨図書館	巣鴨3の8の2	55 山の手線大塚駅	南大塚3の33の1
21 池袋図書館	池袋3の29の10	56 山の手線目白駅	目白3の3の1
22 目白図書館	目白4の31の8	57 西武線東長崎駅	長崎5の1の1
23 千早図書館	千早2の44の2	58 西武線東長崎駅	長崎5の1の1
24 区民センター	東池袋1の20の10	59 東武線北池袋駅	池袋本町1の36の6
25 消費生活センター	北大塚1の15の10	60 東武線下板橋駅	池袋本町4の43の11
26 勤労福祉会館	西池袋2の37の4	61 丸の内線新大塚駅	文京区大塚4の51の5
27 千世世間文化教育センター	雑司が谷3の1の7	62 有楽町線東池袋駅	東池袋4の4の4
28 青年館	池袋2の35の5	63 有楽町線要町駅	要町1の1の10
29 駒込社会教育会館	駒込2の2の2	64 有楽町線千川駅	要町3の10の7
30 南大塚社会教育会館	南大塚2の36の1	65 三田線巣鴨駅	巣鴨3の27の7
31 千早社会教育会館	千早2の35の12	66 三田線西薬橋駅	西薬橋3の25の13
32 豊島体育館	要町3の47の8	67 南北線駒込駅	駒込2の1の40
33 巣鴨厚生会館	巣鴨3の15の20	68 豊島都税事務所	東池袋1の18の1
34 目白厚生会館	目白1の7の11	69 立教学院内郵便局	西池袋5の10の14
35 心身障害者福祉センター	目白5の18の8	70 西池袋郵便局	西池袋2の30の20

投票所一覧表 あなたの投票所はここです

投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域
1	豊島区役所(東池袋1の18の1)	東池袋1丁目・2丁目(34~63番)・3丁目(2~15番)	22	目白小学校(目白2の11の6)	目白2丁目・3丁目
2	豊島幼稚園(上池袋2の35の22)	上池袋2丁目	23	勤労福祉会館(西池袋2の37の4)	西池袋1丁目・2丁目
3	池袋第一小学校(上池袋4の28の1)	上池袋3丁目・4丁目	24	池袋第三小学校(西池袋3の14の3)	西池袋3丁目・5丁目
4	豊成小学校(上池袋1の18の24)	上池袋1丁目、北大塚3丁目	25	道和中学校(西池袋4の7の1)	西池袋4丁目
5	西薬橋小学校(西薬橋1の27の1)	西薬橋1丁目・2丁目	26	長崎中学校(目白5の24の12)	目白4丁目・5丁目
6	朝日中学校(西薬橋4の9の1)	西薬橋3丁目・4丁目	27	富士見台小学校(南長崎1の10の5)	南長崎1丁目・2丁目
7	朝日小学校(巣鴨5の33の1)	巣鴨4丁目(27~44番)・5丁目	28	長崎小学校(長崎2の6の3)	長崎1丁目・2丁目・3丁目
8	駒込小学校(駒込3の13の1)	駒込3丁目・6丁目・7丁目	29	姓名町小学校(南長崎4の30の5)	南長崎3丁目(10~42番)・4丁目(24~44番)・5丁目(11~33番)・6丁目(10~38番)
9	駒込児童館(駒込2の2の4)	駒込1丁目・2丁目	30	長崎中学校(南長崎4の13の22)	南長崎3丁目(1~9番)・4丁目(1~23番)・5丁目(1~10番)・6丁目(1~8番)
10	仰光小学校(駒込5の1の19)	駒込4丁目・5丁目、巣鴨1丁目(1~33番)・2丁目	31	大成小学校(長崎6の16の1)	長崎5丁目・6丁目、千早4丁目
11	清和小学校(巣鴨3の14の1)	巣鴨3丁目・4丁目(1~26番)	32	千早小学校(千早3の33の5)	長崎4丁目、千早3丁目
12	勤労青少年センター(北大塚1の15の10)	北大塚1丁目・2丁目	33	平和小学校(千早2の39の3)	千早2丁目
13	巣鴨小学校(南大塚1の24の10)	巣鴨1丁目(34~49番)、南大塚1丁目	34	要町小学校(要町2の3の20)	千早1丁目、要町2丁目
14	東福祉事務所(南大塚2の36の2)	南大塚2丁目	35	千川小学校体育館(要町3の54の16)	要町3丁目、千川1丁目・2丁目
15	西薬橋中学校(南大塚3の18の1)	東池袋2丁目(1~33番)、南大塚3丁目	36	高松小学校(高松2の207の22)	高松2丁目・3丁目
16	大塚小学校(東池袋4の40の1)	東池袋3丁目(1~16~23番)・4丁目・5丁目	37	千川中学校(高松1の9の21)	要町1丁目、高松1丁目
17	日出小学校(南池袋2の45の1)	南池袋2丁目・4丁目	38	大塚小学校(池袋3の30の8)	池袋2丁目(1~40番)、池袋3丁目(1~58番)
18	雑司谷中学校(南池袋3の18の12)	南池袋1丁目・3丁目、雑司谷3丁目	39	池袋第五小学校(池袋4の23の8)	池袋1丁目、池袋2丁目(41~78番)、池袋3丁目(60~71番)、池袋4丁目
19	高田小学校(雑司谷2の12の1)	雑司谷1丁目・2丁目	40	池袋第二小学校(池袋本町1の43の1)	池袋本町1丁目・2丁目
20	高南小学校(高田2の12の7)	高田1丁目・2丁目	41	文成小学校(池袋本町4の38の1)	池袋本町3丁目・4丁目
21	高田中学校(目白1の1の1)	目白1丁目、高田3丁目			